

(平 12. 5 . 19)
(総 4 8 - 7)

地方税総論関係参考資料

地方分権推進についての動き

			政府税制調査会 中期答申
Ⅰ Ⅰ	平成 7 年 5 月 19 日	地方分権推進法成立	
	7 月 3 日	地方分権推進委員会発足	
	8 年 12 月 20 日	地方分権推進委員会第 1 次勧告 ・ 機関委任事務制度の廃止 ・ 国の関与の新たなルール ・ 権限委譲	9 年 1 月 これからの税制を 考える － 経済社会の構造変化 に臨んで－
	9 年 7 月 8 日	第 2 次勧告 ・ 事務区分、国地方関係調整ルール、必置規制、 都道府県と市町村の関係、行政体制の整備、補 助金・税財源	
	9 月 2 日	第 3 次勧告 ・ 地方事務官、事務区分（駐留軍用地特措法）	
	10 月 9 日	第 4 次勧告 ・ 係争処理手続、事務区分、国の関与、権限委 譲	
	10 年 5 月 29 日	地方分権推進計画閣議決定	
	11 年 7 月 8 日	地方分権一括法成立	
	12 年 4 月 1 日	地方分権一括法施行	
	5 月 12 日	地方分権推進法改正法成立（1 年延長）	12 年 中期答申

地方分権推進計画の概要

機関委任事務制度の廃止

- ① 国と地方公共団体との間に対等・協力の新しい関係を築くため、機関委任事務制度を廃止
- ② 地方公共団体の処理する事務を自治事務と法定受託事務に再構成
- ③ 廃止に伴う一連の法律改正案を11年通常国会に提出

地方公共団体に対する関与の新たなルール

- ① 都道府県に対する国の関与及び市町村に対する国又は都道府県の関与についての基準と手続を整備
- ② 個別の関与について廃止・縮減
- ③ 国と地方公共団体との間の係争処理手続を整備

-2-

権限委譲の推進

権限委譲を積極的に推進することとし、国の権限を都道府県又は市町村に、また、都道府県の権限を市町村に委譲する。

必置規制の見直し

国が地方公共団体の組織や職の設置を義務付けている必置規制については、地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を図る観点から、その廃止・緩和を推進する。

国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

地方公共団体の自主性・自立性を高める見地から、国と地方の財政関係については、事務の実施主体が費用を負担するという原則を踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化、存続する国庫補助負担金の運用・関与の改

革、地方税・地方交付税等の地方一般財源の充実確保の三点を基本的な方向として見直すこととする。

都道府県と市町村の新しい関係

- ① 都道府県と市町村は対等・協力の新しい関係
- ② 自治紛争調停制度の見直し

地方公共団体の行政体制の整備・確立

- ① 地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大を踏まえた行政体制の整備・確立
- ② 地方公共団体の自主的な取組を支援・促進

地方分権推進計画(抄)

(平成10年5月29日)
閣議決定

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

4 地方税財源の充実確保

(1) 地方税

ア 地方税の充実確保

- (7) 国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約3分の1となっており、歳出規模と地方税収入との乖離が存在している。

地方税については、基本的に、この地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図る。

- (4) 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図る。

この場合、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討する。

平成10年度においては、事業税の外形標準課税の課題を中心に、地方の法人課税について総合的な検討を進める。

これらの検討と併せて、地方税と国庫補助負担金、地方交付税等とのあり方についても検討を加える。

- (9) このような考え方に立って地方税の充実確保を図っていく必要があるが、当面は、国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務の実施が必要な場合や国から地方公共団体への事務・権限の委譲が行われた場合において、その内容、規模等を考慮しつつ、地方税等の必要な地方一般財源の確保を図る。

イ 課税自主権の尊重

- (7) 法定外普通税の許可制度については、より課税自主権を尊重する観点から廃止し、都道府県又は市町村が法定外普通税を新設又は変更するに当たっては、国と事前協議を行うこととする。この場合、国との同意を要することとする。

ただし、税源の所在及び財政需要の有無については、事前協議の際の協議事項から除外し、国の関与を縮減することとする。

- (4) 法定外目的税については、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながることから、その創設を図る。その場合、国と事前協議を行うこととし、法定外普通税と同様、国との同意を要することとする。

- (9) 標準税率を採用しない場合における国への事前の届出等については、課税自主権の尊重の観点から廃止する。

【措置済み(地方税法改正 平成10年4月1日施行)】

- (4) 制限税率は、総合的な税負担の適正化を図るためにも、その全面的な廃止は適当ではないが、個人市町村民税については、住民自らが負担を決定する性格が強いこと、個人道府県民税には制限税率がないこととの均衡等を考慮し、その制限税率を廃止する。

【措置済み(地方税法改正 平成10年4月1日施行)】

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）（抄）

附 則

（検討）

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

平成十一年七月八日

参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会

政府は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に当たっては、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねるといふ本法の趣旨を広く実現するよう努めるとともに、特に次の諸点に留意し、その適用に遺憾なきを期すべきである。

（略）

一 本法の附則による地方税財源充実確保策の検討・措置については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方について抜本的な検討を行うこと。

また、各地域の実情に応じた事業を進めるため、国庫補助負担金のさらなる整理・合理化を早急に推進するとともに、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化を一層推進し、運用・関与の改革を図ること。

（略）

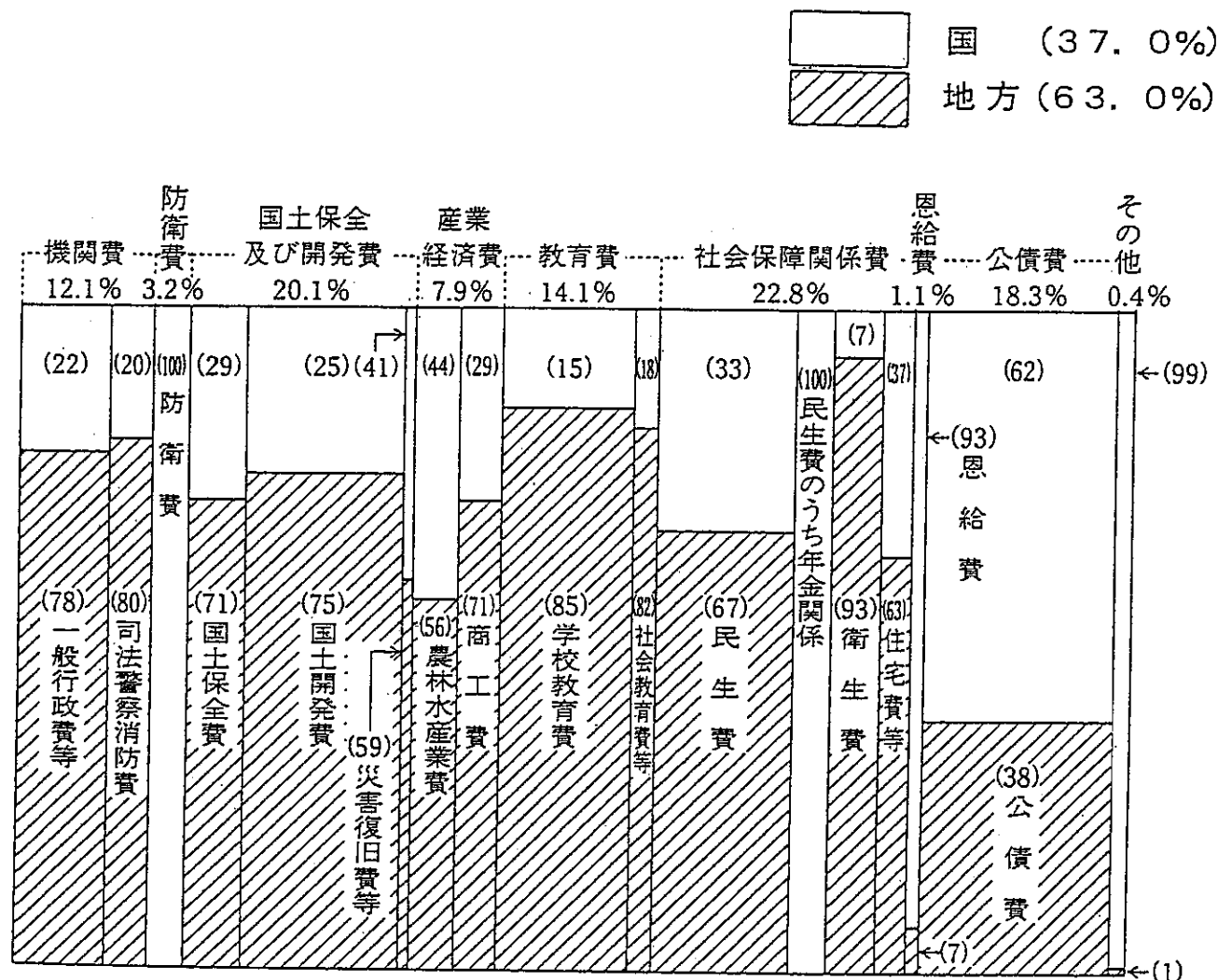
右 決議する。

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約2/3となっている。

○ 国と地方の役割分担 (平成10年度)

< 歳出決算・最終支出ベース >



(国：一般会計+特定の特別会計、地方：普通会計)

(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合

地方財政計画の歳出の分析

- 平成12年度の地方財政計画規模は約90兆円であるが、その歳出の相当部分について国の関与が行われており、国庫補助関連事業（約26.9兆円）や国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）が、公債費等を除く地方一般歳出約74.0兆円のうち約1/2程度（約45%）を占めている。

地方財政計画（平12）八兆九三〇〇億円

給与関係費 236,642	国費 30,588		補助 68,060 (小中学校教職員等)		
	地方費 37,472				
	地方単独 168,582	←		警察官 23,606 消防職員 12,891 高校教職員 23,580	
		戸籍等窓口、福祉事務所、保健所、 ごみ処理、給食センター等 108,505			
一般行政費 197,087	国費 43,303		補助 89,007 (生活保護、老人ホーム等の老人保護、 ホームヘルパー等の在宅福祉、 老人医療(一部公費負担)、 保育所等の児童保護 など)		
	地方費 45,704				
	地方単独 108,080	国の公司、事業団への出資金等 5,422		ごみ処理、農業・商工業等貸付金、 保健所、義務教育諸学校運営費、 私学助成 など	
		社会福祉系統経費 41,880			
		その他			
投資的経費 284,187	直轄事業負担金 11,501		直轄・補助(公共事業等) 99,187 地方道路整備臨時交付金事業 13,233 清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、 教育 など (注) その他には、いわゆる国庫補助事業の繰ぎ足し単独 や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関連 する事業も含まれている。		
	国費 45,505				
	地方費 42,181				
	地方単独 185,000	←		各種五計関連事業費 その他	
		地方道路整備臨時交付金事業 13,233			
公債費 120,991	利子補給金 14		下水道、病院等		
	地方費 120,977				
公営企業繰出金 32,750	企業債の元利償還に係るもの 20,865		←		
	上記以外 11,895				
その他 17,643					

地 方 財 政 の 現 状

I 大幅な財源不足と高い公債依存度・・・通常収支の不足 9 兆 8,673 億円

恒久的な減税の実施に伴う減収額 3 兆 5,026 億円

- 平成 12 年度の地方財政は、引き続き通常収支において 9 兆 8,673 億円程度もの大幅な財源不足が見込まれるほか、恒久的な減税の実施による減収額も 3 兆 5,026 億円程度あり、その不足を補てんするため交付税特別会計における借入れ等を行うとともに大幅な地方債の増発を行うこととなったところであり、その結果、地方債依存度は 12.5%（交付税特別会計借入金を加えた実質的な公債依存度は 17.1%）となっている。

財源不足額	平成 12 年度当初	通常収支	9.9 兆円、恒久的な減税分 3.5 兆円
	平成 11 年度当初	通常収支	10.4 兆円、恒久的な減税分等 2.7 兆円
※ 平成 10 年度総合経済対策における特別減税影響分約 0.1 兆円を含む。			
	平成 10 年度当初	通常収支	4.6 兆円、減税分 0.8 兆円
	平成 9 年度当初	通常収支	4.7 兆円、地方消費税未平年度化分 1.2 兆円
	平成 8 年度当初	通常収支	5.8 兆円、減税分 2.9 兆円

II 多額の借入金残高・・・平成 12 年度末で 184 兆円

- 地方税収等の落込みや減税による減収を補てんするとともに、数次の景気対策のために地方債を増発したこと等により近年借入金が急増し、地方財政は平成 12 年度末で 184 兆円の多額の借入金（対 GDP 比 36.8%）を抱える見込みとなっている。

III 個別団体の財政事情の硬直化・・・公債費負担比率 15%以上が約 6 割(60.2%)

- 個別の地方団体の近年の財政事情をみると、公債費負担比率 15%以上の団体が全体の約 6 割である(60.2%)（平成 10 年度決算）など、硬直化が懸念される状況にある。

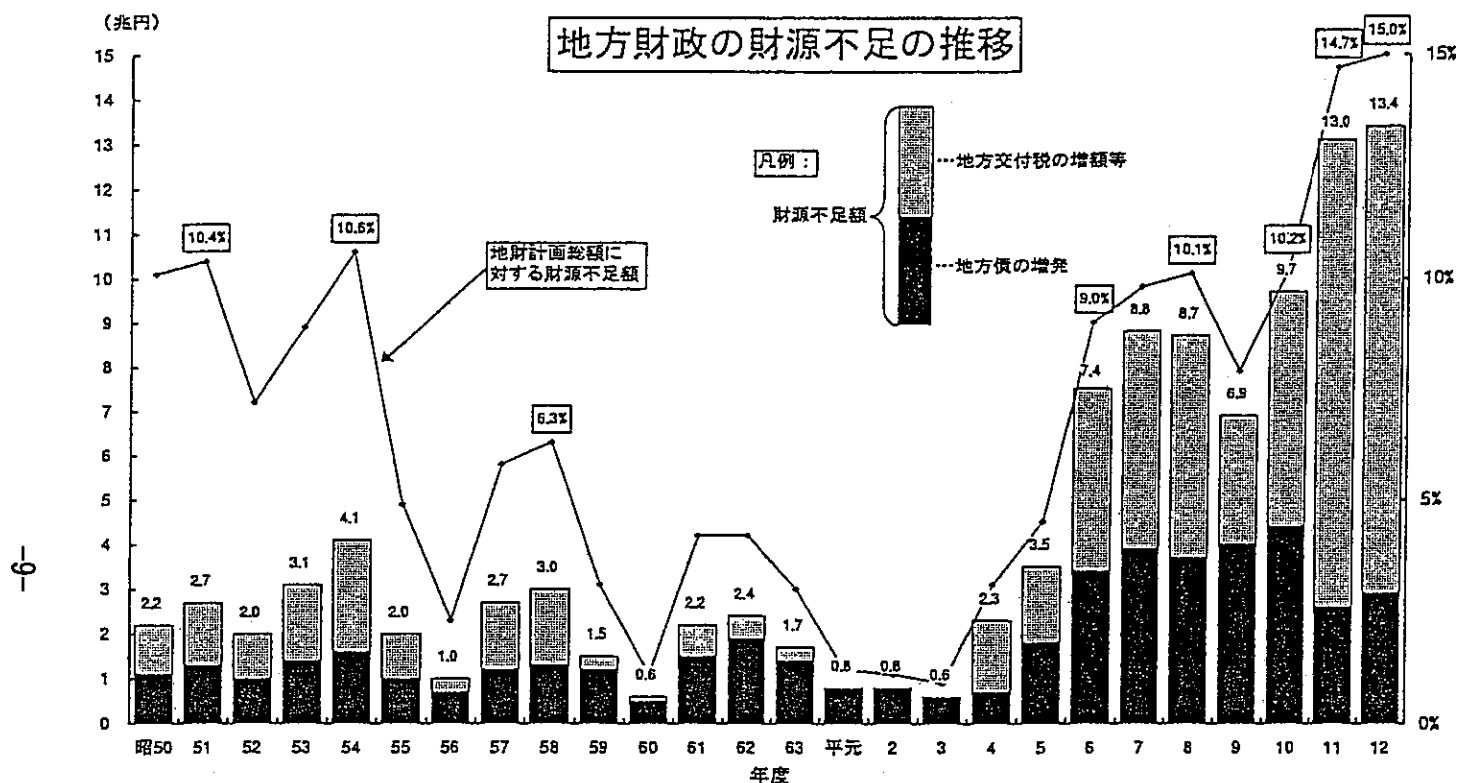
公債費負担比率が 15%以上 の団体数	平成 10 年度	1,974 団体 (60.2%)
() 内は、全団体に占める割合	平成 9 年度	1,853 団体 (56.5%)
	平成 8 年度	1,650 団体 (50.3%)
	平成 7 年度	1,476 団体 (45.0%)

IV 今後も増大する財政需要

- 今後も、過去に発行した地方債の元利償還金が増こうしていくことが見込まれる一方で、地方分権の推進に当たって、地方団体は地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う（地方分権推進計画）こととされている。
- 徹底した行財政改革を推進する中であっても、高齢社会に向けた介護保険の導入をはじめとする総合的な地域福祉施策の充実、住民に身近な社会資本の整備や災害に強い安全なまちづくり等の重要政策課題に対応していくため、地方団体が担うべき役割とこれに伴う財政需要が増大するものと見込まれている。

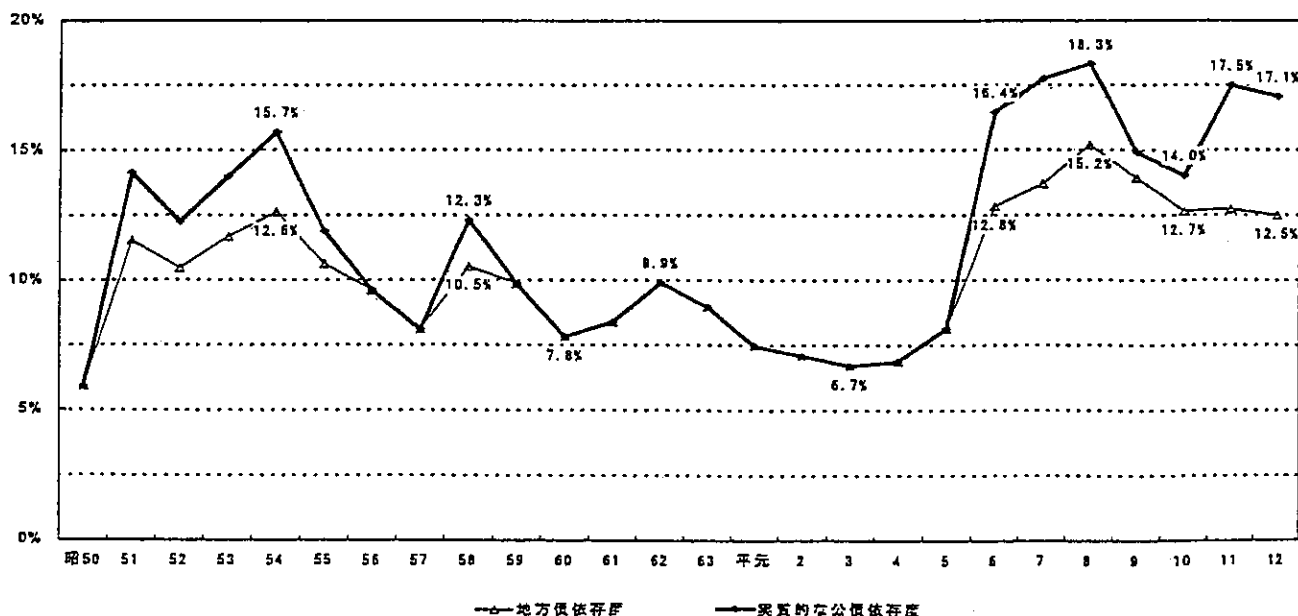
地方財政の財源不足の状況

- 地方財政の財源不足は地方税収等の落込みや減税等により平成 6 年度以降急激に拡大しており、平成 12 年度には 13.4 兆円と過去最高の財源不足となり、地方財政計画の 15.0%にも達する規模となっている。
- 地方債と交付税特別会計借入金を合わせた実質的な公債依存度も平成 6 年度以降急激に上昇しており、平成 12 年度には 17.1%と、過去 4 番目の高い水準となっている。



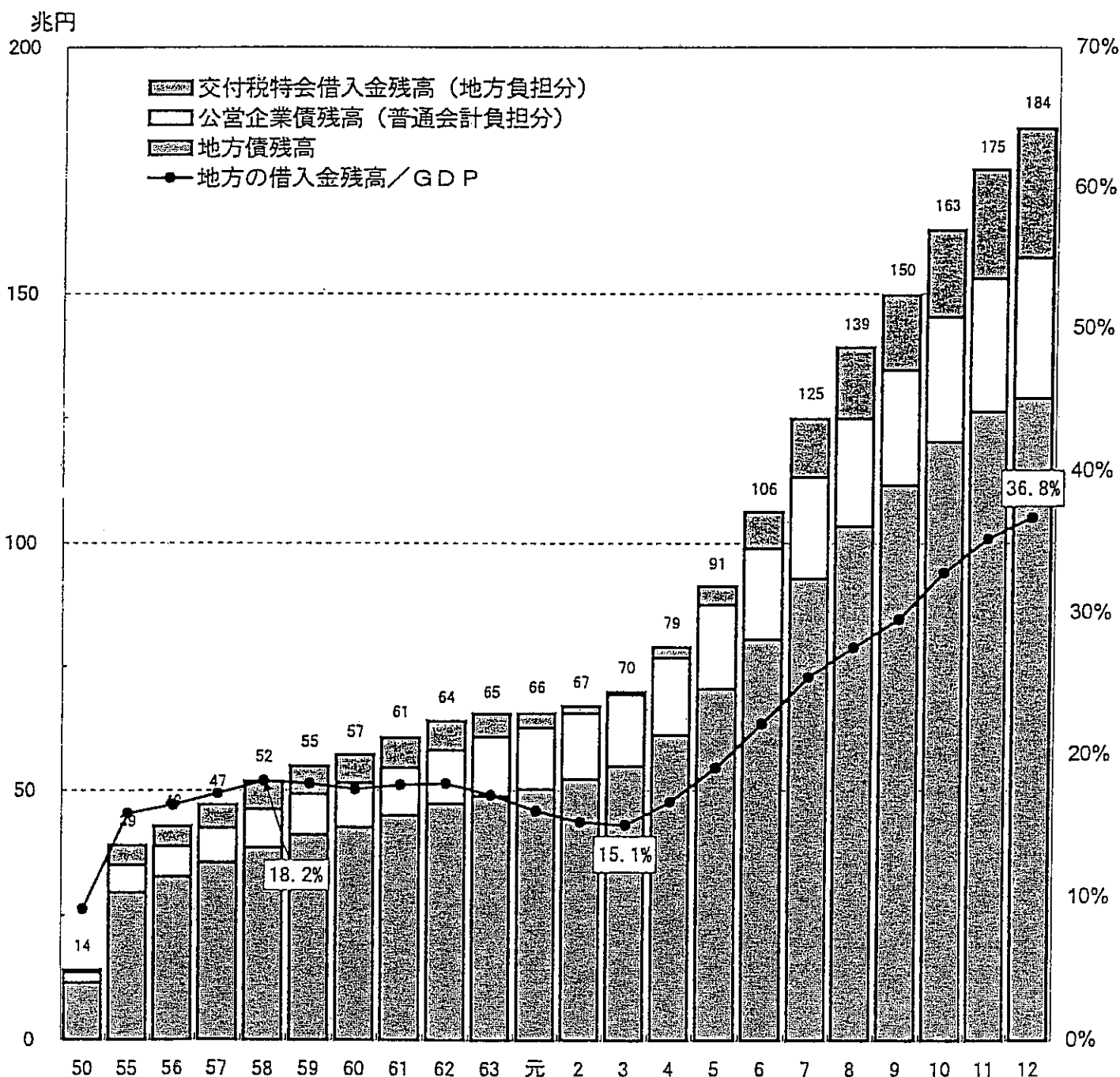
- (注) 1 財源不足額及び補てん措置は、補正後の額である (平12は当初ベース)。
 2 地財計画総額に対する財源不足額の割合は、当初地財計画に対する割合である。

地方債依存度及び実質的な公債依存度の推移

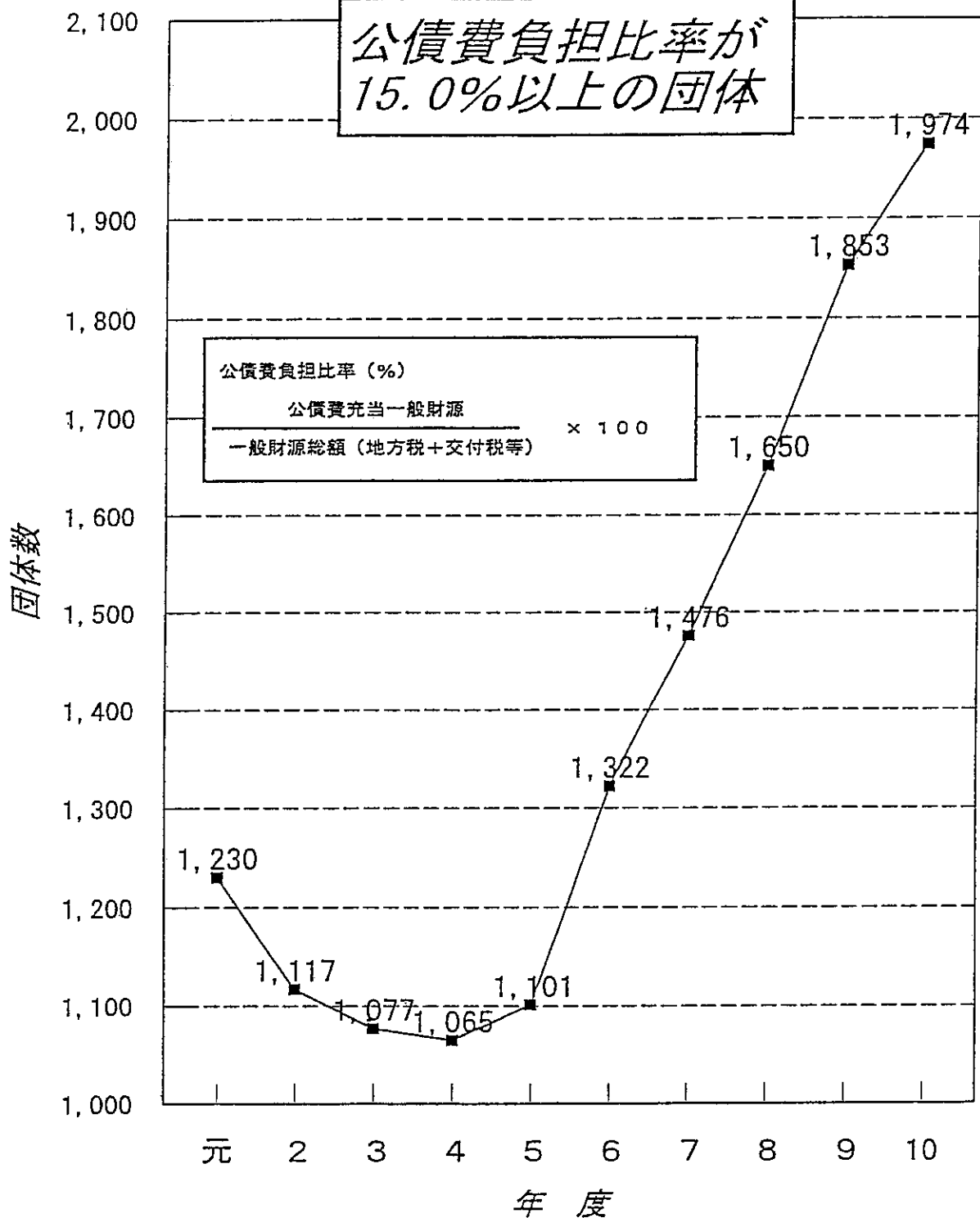


地方財政の借入金残高の状況

- 地方財政の借入金残高は、平成 12 年度末で 184 兆円と見込まれている。近年地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成 3 年度から 2.6 倍、114 兆円の増となっている。
- この借入金の増のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、交付税特別会計借入金という特例的な借入金は 51 兆円と 4 割強（44%）を占めている。
- 特例的な借入金のうち赤字地方債である減税補てん債等と実質的な全国ベースでの赤字地方債である交付税特別会計借入金の合計は 34 兆円となっている。

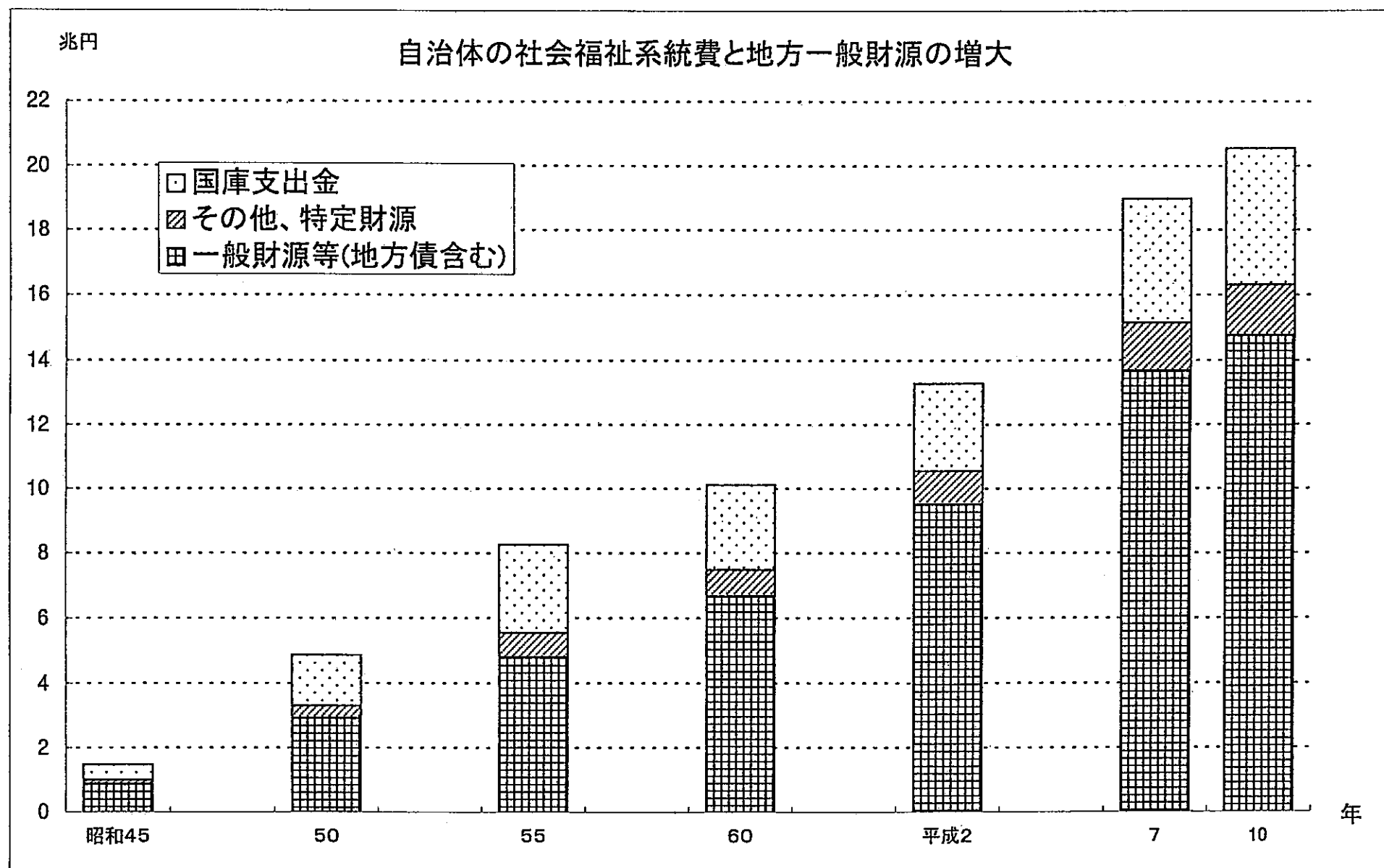


公債費負担比率が 15.0%以上の団体

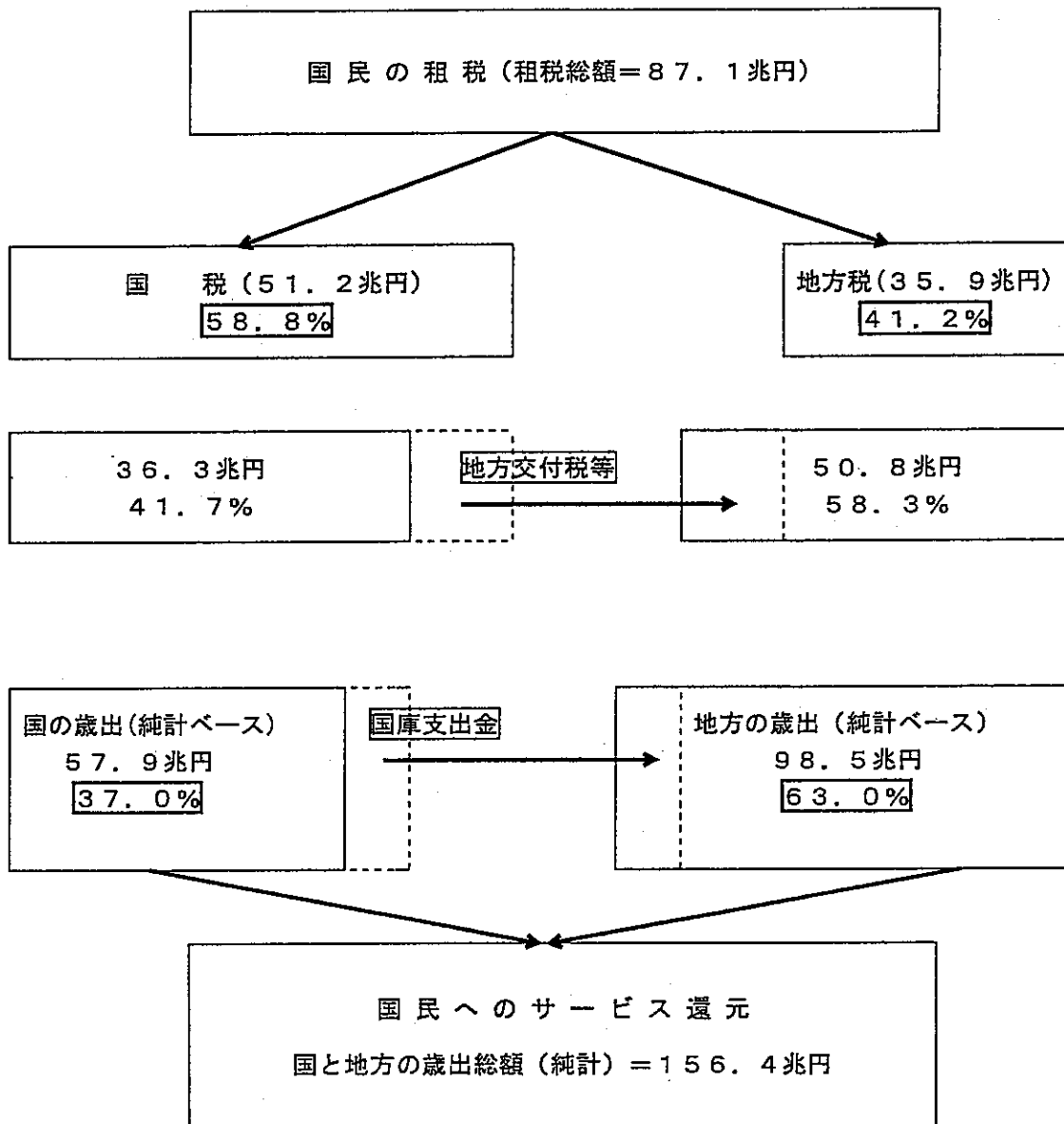


(注) 平成10年度末時点で地方団体数3,279団体である。

- 公債費負担比率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものであり、一般的には、**財政運営上、15%が警戒ライン**とされている。



国・地方の財源配分（平成10年度）



地方歳出に占める地方税収入の割合

（平成10年度決算額）

地方税	地方譲与税 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
359,222 (35.9%)	186,441 (18.6%)	157,451 (15.7%)	151,356 (15.1%)	147,505 (14.7%)
地方歳出100兆1,975億円				